

農業普及指導センター組織の見直し(案)

1 見直しの背景

- ①農業を取り巻く環境変化（人口減少社会の到来、農家数・耕作面積の減少、貿易自由化の進展等）
- ②農業者ニーズの高度化・多様化への対応（普及指導業務に求められるニーズの変化）
- ③行財政経営指針を踏まえながら、「おかやま生き生きプラン」「21おかやま農林水産プラン」を着実に推進する執行体制の整備

【農家数及び経営耕地等の推移】

年度	H17	H22	減少数(率) (H17→H22)
農家数	81,786戸	73,498戸	▲8,288戸 (▲10.1%)
経営耕地等	52,593ha	49,419ha	▲3,174ha (▲6.0%)

出典：農林業センサス

<現行体制の課題>

- ①限られた人的資源の効果的・効率的な活用
- ②農業者ニーズの高度化・多様化に対応した専門性の強化
- ③地域に密着した現場指導機能の維持
- ④若手職員の育成と技術承継
- ⑤市町村・農業団体等との役割分担の明確化と連携強化
- ⑥普及指導員が担うべき業務範囲の整理・明確化

2 目指す方向

《新たな農業普及指導センターの姿》

“儲かる産業としての農業を強力に推進する
専門性と対応力を備えた組織”

- ◎専門的機能や地域課題等への対応力を強化した組織の実現！
- ◎地域に密着した現場指導を将来にわたり維持する組織の実現！
- ◎市町村や農業団体と力を合わせ地域農業の振興を図る体制の実現！
- ◎若手職員への円滑な技術承継を可能とする組織の実現！

《見直しの方向性》

① 専門的機能の強化

高度化・多様化する農業者ニーズ等に対応するため、専門的機能の強化を図る。

ア 新品種の導入や革新的技術の普及活動の強化

・農業革新支援専門員の現場配置 ・農林水産総合センターとの連携強化

イ マーケティング・6次産業化支援活動の強化

・産地（農業者）のマーケティング活動の支援
・消費者・実需者ニーズ等の把握と活用体制の強化
・普及指導員の資質向上（民間ノウハウの活用等）

ウ 地域の中心となる担い手への支援強化

・企業経営体を目指す農業者支援の強化

エ 地域のコーディネート機能の強化

・農業者・生産組織・関係機関等との連携調整機能の強化

② 現場指導機能の維持

ア 人材の効果的・効率的な配置

・専門項目複数配置体制の実現

イ 業務範囲や業務分担の見直し

・畜産指導体制の見直し

ウ ICTや幅広い人材の活用

・タブレット端末の導入拡大 ・県職員OBの活用

③ 新たな組織体制等の構築

ア 地域密着の支援体制の維持

現場指導が中心となる普及指導活動の特性を考慮し、農業者に対してより身近な場所で技術指導等のサービス提供ができる体制を維持する。

イ 専門的機能を強化した広域的組織の創設

広域的に対応する業務を中心に、専門的機能を重点的に強化付与した広域的組織を新たに設置する。

ウ 農林水産総合センター（普及連携部）の機能強化

農林水産総合センター（普及連携部）の体制強化を通じて、普及指導活動を推進する本部的機能の充実を図る。

エ 専門的で機動的な普及指導体制の構築

指導体制について、これまでの地域別編成から作目別編成へと見直し、より専門的で機動的な普及指導体制を実現する。

④ 市町村・農業協同組合との連携強化

市町村・農業協同組合との役割を明確化し、相互の調整・連携をより一層強化する。

⑤ 多様な主体の活用

民間活力や県職員OBなど、多様な主体を活用し、現場指導業務をはじめとする普及指導センター業務の補完強化を図る。

⑥ 若手職員への技術承継の促進

若手職員の育成と円滑な技術承継を可能とする、体制を構築する。

3 見直しによる新たな体制

現在の9か所の体制を維持しつつ、主として地域に密着した農業者指導等を担当する、5つの“農業普及指導センター”と広域的に対応する業務を中心に一部機能の集約・強化を行い、専門的機能を重点的に強化付与した4つの“広域農業普及指導センター”とに再編する。

※名称は仮称であり、以下同じ。

(1) 各センターの機能

①農業普及指導センター

農業者に対してより身近な場所で技術指導等のサービスを行うなど、地域密着の現場機能を担う。

・広域的に対応する業務等を除き、現在の農業普及指導センターが担う業務を担当

②広域農業普及指導センター

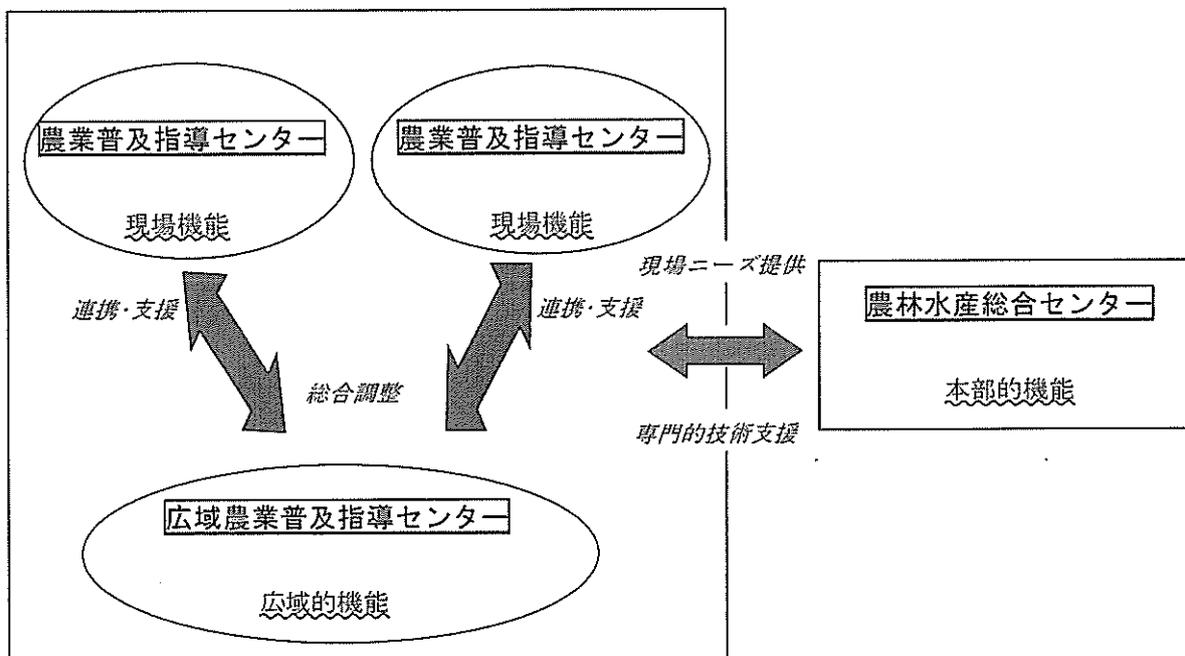
広域的に対応する高度で専門性の高い技術指導等が可能となる組織体制を実現し、普及指導活動の広域的機能を担う。

・現在の農業普及指導センターが担う業務に加え、広域的に対応する業務等を担当

③農林水産総合センター（普及連携部）

革新的技術の普及やマーケティング活動の支援、若手職員の育成と技術承継の促進、試験研究機関との連携強化等を図り、普及指導活動推進の本部的機能を担う。

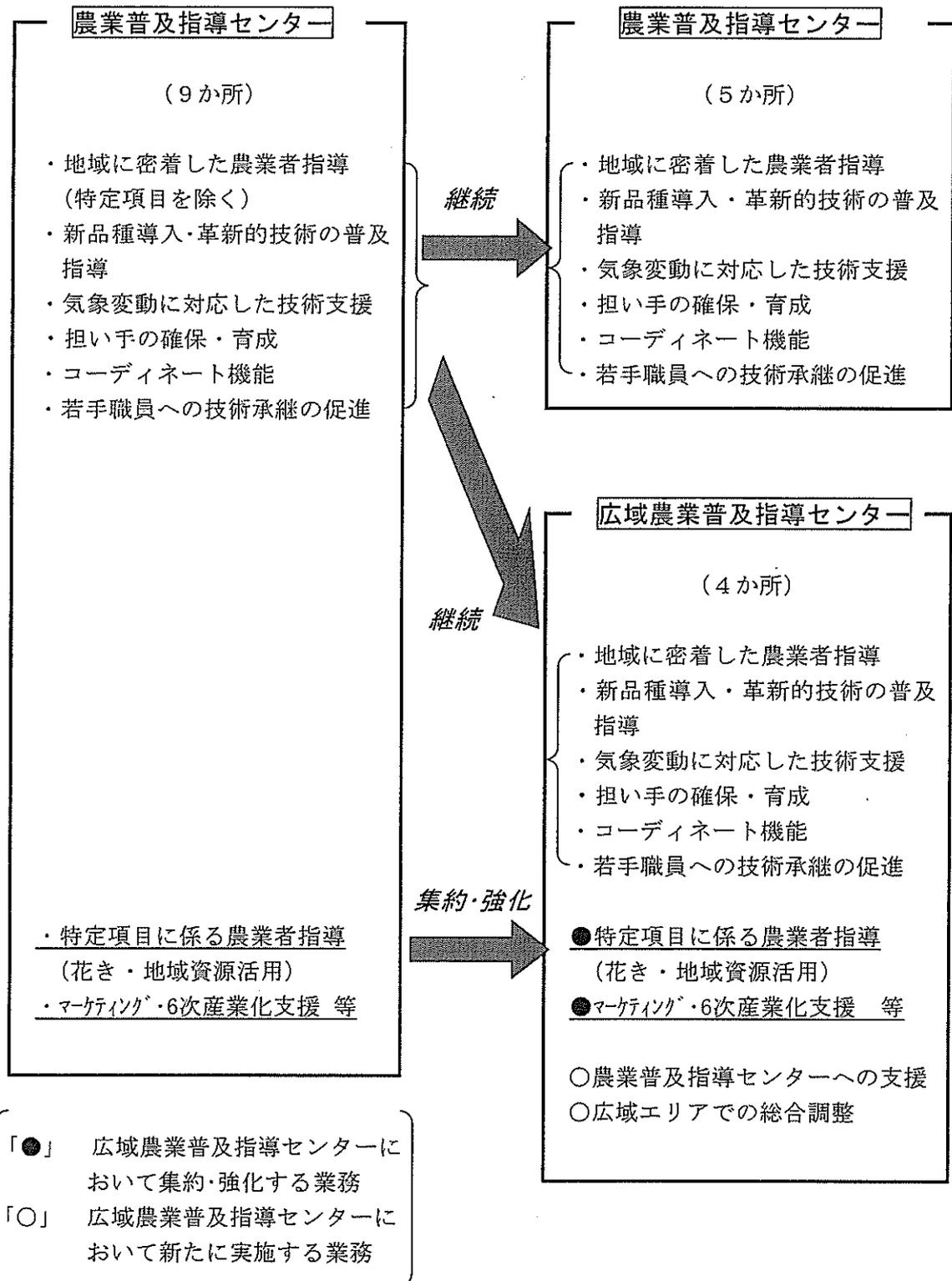
【見直し後の連携体制イメージ】



(2) 見直し後の普及指導センター業務

～ 現在 ～

～見直し後～



(3) 見直し後の業務分担の例示

◎印は、広域農業普及指導センターにおいて、特に重点化・強化を行う業務

主な業務内容	普及指導センター	広域普及指導センター
・ 地域に密着した農業者指導 [産地育成のための技術指導]	○	○
・ 特定項目に係る指導 [花き・地域資源活用]		◎
・ 経営指導 [マーケティング・6次産業化の支援]		◎
・ 革新的技術の普及指導等 [新品種導入・新技術の普及指導]	○	○
・ 気象変動に対応した技術指導 [農業者や関係機関への迅速な技術支援]	○	○
・ 地域の中心となる担い手の確保・育成 [企業経営体を目指す農業者支援]	○	◎
・ 意欲のある担い手の確保・育成 [新規就農者・認定農業者・集落営農への支援]	○	○
・ コーディネート機能 [農業者や産地組織等連携構築・産地展望の提案等]	○	○
・ 農業普及指導センターへの支援 [革新的技術の普及指導に係る支援等]		◎
・ 若手職員への技術承継の促進 [若手職員へのOJTの充実]	○	○

(4) 見直し後の組織体制

- ①現在の農業普及指導センターの所管区域を前提に、9か所の体制を維持する。
- ②広域的に対応する業務等について、県民局など既存機関の所管区域や普及業務の特性等を踏まえ、新たに4つの広域エリアを設定する。
- ③各広域エリアごとに、現在の農業普及指導センターが担う業務に加え、広域的に対応する業務等を担当する組織として、4つの広域農業普及指導センターを設置する。
- ④広域農業普及指導センターの設置場所については、県民局（農林水産事業部）との一体性のほか、所管する農業生産状況やエリア内へのアクセス条件などを考慮し決定する。
- ⑤広域的に対応する業務等を除き、現在の農業普及指導センターが担う業務を担当する組織として、広域農業普及指導センター以外の場所に5つの農業普及指導センターを設置する。
 - ア 現在、担当者の配置が1名のみとなっている特定項目（花き・地域資源活用）については、広域農業普及指導センターへの集約化により、複数名の担当者の配置を実現し、チームによる機動的な現場対応を可能とする。
 - イ 同じく現在、担当者の配置が1名のみとなっている畜産については、農林水産事業部農畜産物生産課へ業務移管を行い、行政分野と一体となった、より効率的かつ効果的な指導体制を実現する。
 - ウ 県職員OBの活用等により、現場指導業務の補完強化を図るとともに、タブレット端末の導入拡大を図り、それぞれの現場ニーズへ適確に即応できる、現場指導体制を実現する。
- ⑦農林水産総合センター（普及連携部）が、専門的かつ高度な技術情報の提供や、研修内容の一層の充実による職員の資質向上など、農業普及指導センターや広域農業普及指導センターの普及指導活動を支える本部的機能を担うことができるよう、その体制強化を図る。

【組織体制図】

【現行】

岡山農業普及指導センター
(岡山市)

東備農業普及指導センター
(和気町)

倉敷農業普及指導センター
(倉敷市)

井笠農業普及指導センター
(笠岡市)

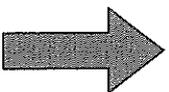
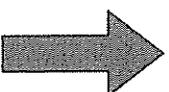
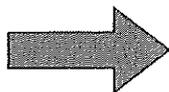
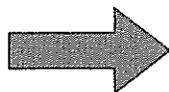
高梁農業普及指導センター
(高梁市)

新見農業普及指導センター
(新見市)

津山農業普及指導センター
(津山市)

真庭農業普及指導センター
(真庭市)

勝英農業普及指導センター
(美作市)



【見直し後】

備前エリア

備前広域農業普及指導センター
(岡山市)

東備農業普及指導センター
(和気町)

備中南部エリア

備南広域農業普及指導センター
(倉敷市)

井笠農業普及指導センター
(笠岡市)

備中北部エリア

備北広域農業普及指導センター
(高梁市)

新見農業普及指導センター
(新見市)

美作エリア

美作広域農業普及指導センター
(津山市)

真庭農業普及指導センター
(真庭市)

勝英農業普及指導センター
(美作市)

備前エリア	備中南部エリア	備中北部エリア	美作エリア
岡山市・玉野市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・吉備中央町	倉敷市・笠岡市・井原市・総社市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町	高梁市・新見市	津山市・真庭市・美作市・新庄村・鏡野町・勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町

(5) 見直し後の所管区域

[農業普及指導センター]

- ・ 特定項目以外の農業者指導など集約化しない業務について、これまでのエリア（9つの区域）を所管区域とする。

[広域農業普及指導センター]

- ・ 広域的に対応するものとして集約・強化する業務のほか、農業普及指導センターへの支援や総合的な調整業務については、広域エリア（備前・備南・備北・美作）を所管区域とする。
- ・ 特定項目以外の農業者指導など集約化しない業務については、これまでのエリア（9つの区域）を所管区域とする。

【所管区域のイメージ】

	備前広域農業普及指導センター	東備農業普及指導センター
集約化しない業務 (農業者指導業務等)	岡山普及のエリア	東備普及のエリア
集約・強化する業務 (特定項目に係る指導やマーケティング等)	岡山普及のエリア + 東備普及のエリア	—

※「岡山普及」「東備普及」：それぞれ現在の岡山・東備の各農業普及指導センター

(6) 市町村・農業協同組合との連携強化

市町村・農業協同組合と協議調整を行い、役割分担を明確化した上で、関係者により開催されている連携会議の実効性ある運用等を通じて、相互の連携強化を図る。

【見直し後の業務分担の例示】

普及指導センター	市町村	農業協同組合
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者育成(就農計画樹立支援・栽培技術指導) ● 担い手農業者の経営改善指導 ● 高度な技術・経営指導 ● 新技術等の普及による産地育成 ● 気象変動に対応した技術指導 ● 広域技術者連絡会議の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者確保計画の策定受入体制整備の地元調整 ● 就農計画の審査・就農後の状況確認 ● 認定農業者の確保・育成 ● 事業導入推進 ● 定期的連携会議の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 産地の担い手確保の環境整備 ● 一般的栽培技術指導 ● 産地振興計画の策定 ● 販売戦略の樹立と実行 ● 集出荷施設の整備・運営 ● 営農推進会議の開催

4 見直しの時期

平成27年4月